

(議 案 別 冊)

令 和 7 年 度

川 越 市 補 正 予 算 書

一 般 会 計
特 別 会 計

(令 和 8 年 2 月 2 4 日 提 出)

目

次

* 一般会計補正予算（第7号）	1 頁
（特別会計）	
* 国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	2 3 頁
* 後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	2 5 頁
* 水道事業会計補正予算（第2号）	2 7 頁
* 公共下水道事業会計補正予算（第4号）	3 1 頁
* 農業集落排水事業会計補正予算（第3号）	3 5 頁

議案第23号

令和7年度川越市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度川越市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,961,934千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,508,892千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

令和8年2月24日提出

川越市長 森 田 初 恵

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,845,553	1,526,081	5,371,634
	1 地方交付税	3,845,553	1,526,081	5,371,634
14 使用料及び手数料		2,008,057	△3,000	2,005,057
	1 使用料	1,343,938	△3,000	1,340,938
15 国庫支出金		31,111,540	△44,557	31,066,983
	1 国庫負担金	23,252,114	125,441	23,377,555
	2 国庫補助金	7,776,282	△169,998	7,606,284
16 県支出金		10,428,576	△484,475	9,944,101
	1 県負担金	7,163,110	47,528	7,210,638
	2 県補助金	1,663,634	△24,324	1,639,310
	3 委託金	1,601,832	△507,679	1,094,153
17 財産収入		750,433	△212,499	537,934
	2 財産売払収入	571,189	△212,499	358,690
18 寄附金		874,941	△139,900	735,041
	1 寄附金	874,941	△139,900	735,041
19 繰入金		2,242,033	△1,684,923	557,110
	1 基金繰入金	2,007,239	△1,684,923	322,316
20 繰越金		4,524,499	1,674,963	6,199,462

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	4,524,499	1,674,963	6,199,462
21 諸収入		3,879,494	△401,624	3,477,870
	4 受託事業収入	201,035	1,550	202,585
	5 雑入	3,601,810	△403,174	3,198,636
22 市債		12,416,100	△2,192,000	10,224,100
	1 市債	12,416,100	△2,192,000	10,224,100
歳入	合計	145,470,826	△1,961,934	143,508,892

(2) 歳出

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,716,468	1,439,204	17,155,672
	1 総務管理費	13,072,841	1,486,426	14,559,267
	3 戸籍住民基本台帳費	643,525	△44,095	599,430
	4 選挙費	278,098	△3,127	274,971
3 民生費		66,580,363	415,407	66,995,770
	1 社会福祉費	30,912,897	146,587	31,059,484
	2 児童福祉費	27,438,402	253,359	27,691,761
	3 生活保護費	8,226,782	15,461	8,242,243
4 衛生費		15,095,780	△932,188	14,163,592
	1 保健衛生費	5,456,663	△532,347	4,924,316
	2 清掃費	7,439,058	△399,841	7,039,217
	3 下水道費	2,200,059	—	2,200,059
6 農林水産業費		871,934	△7,627	864,307
	1 農業費	871,934	△7,627	864,307
7 商工費		1,431,950	9,431	1,441,381
	1 商工費	1,431,950	9,431	1,441,381
8 土木費		11,313,382	△1,795,537	9,517,845
	1 土木管理費	709,954	△4,500	705,454

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	3,413,646	△992,152	2,421,494
	3 河川費	1,085,006	△113,300	971,706
	4 都市計画費	5,580,708	△623,126	4,957,582
	5 住宅費	524,068	△62,459	461,609
9 消防費		5,671,278	△6,000	5,665,278
	1 消防費	5,671,278	△6,000	5,665,278
10 教育費		18,019,750	△1,016,290	17,003,460
	1 教育総務費	4,331,426	△109,734	4,221,692
	2 小学校費	3,323,387	△651,138	2,672,249
	3 中学校費	1,665,895	△124,250	1,541,645
	6 社会教育費	3,784,297	△131,168	3,653,129
12 公債費		9,708,129	—	9,708,129
	1 公債費	9,708,129	—	9,708,129
13 諸支出金		107,886	△68,334	39,552
	1 土地開発公社費	107,886	△68,334	39,552
歳出	合計	145,470,826	△1,961,934	143,508,892

第 2 表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	仮称霞ヶ関北 市民センター 建設事業	952,600 千円	令和6年度	572,600 千円	942,907 千円	令和6年度	572,600 千円
				令和7年度	380,000		令和7年度	370,307
4 衛生費	2 清掃費	仮称汚泥再生 処理センター 整備事業	3,886,100	令和6年度	—	3,886,100	令和6年度	—
				令和7年度	476,800		令和7年度	115,179
				令和8年度	1,112,600		令和8年度	1,304,408
				令和9年度	2,296,700		令和9年度	2,466,513
10 教育費	2 小学校費	小学校体育館 空調設備等 整備事業 (第2期)	678,000	令和5年度	5,100	577,400	令和5年度	5,100
				令和6年度	404,300		令和6年度	404,300
				令和7年度	268,600		令和7年度	168,000
		小学校体育館 空調設備等 整備事業 (第3期)	1,772,200	令和6年度	43,200	1,297,200	令和6年度	43,200
				令和7年度	1,729,000		令和7年度	1,254,000

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	3 中学校費	中学校体育館 空調設備等 整備事業 (第2期)	千円		千円	千円		千円
			1,190,000	令和5年度	8,100	1,091,600	令和5年度	8,100
				令和6年度	710,100		令和6年度	710,100
令和7年度	471,800	令和7年度		373,400				

第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	体育施設の整備・充実	196,203千円
		仮称芳野市民センター整備推進	5,634千円
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉課一般事務	14,429千円
		民間福祉施設補助（障害者施設）	51,958千円
		高齢者いきがい課一般事務	28,488千円
		介護保険課一般事務	56,456千円
	2 児童福祉費	子ども政策課一般事務	1,768千円
		放課後児童健全育成事業	159千円
		民間保育所補助等	7,786千円

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	障害児通所支援	2,079千円
		母子生活支援施設等入所事業	70千円
		保育所運営管理	14,580千円
		児童発達支援センター運営管理	119千円
	3 生活保護費	生活保護等認定・支給事務	3,300千円
4 衛生費	1 保健衛生費	地域医療の推進	35,800千円
		保健所運営管理	11,770千円
		省エネルギー推進	7,514千円
7 商工費	1 商工費	商工業業振興	3,011千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	広域幹線（市道）整備	7,000千円

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	橋 り よ う 維 持 補 修	200,100 千円
		主要地方道川越栗橋線交通安全施設整備（用地）	1,357 千円
		県 道 交 差 点 整 備	8,103 千円
	3 河 川 費	中 小 河 川 排 水 路 整 備 （ 幹 線 整 備 ）	151,648 千円
		中 小 河 川 排 水 路 整 備 （ 枝 線 整 備 ）	21,600 千円
	4 都 市 計 画 費	南 古 谷 駅 周 辺 地 区 整 備	135,103 千円
		川 越 駅 西 口 都 市 基 盤 整 備	37,833 千円
		街 区 公 園 等 整 備	183,286 千円

第 4 表 債務負担行為補正

(廃 止)

事 項	期 間	限 度 額
川越市立福原小学校エレベーター改修工事	令和 7 年度から令和 8 年度まで	52,350 千円
川越市立中央図書館変圧器等改修工事	令和 8 年度	15,491 千円

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
川越市総合福祉センターオゾン装置交換工事	令和 8 年度	15,320 千円	令和 8 年度	15,422 千円
的場歩道橋耐震補強及び補修工事に伴う J R 負担金	令和 8 年度	200,000 千円	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	500,000 千円

第 5 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
行政デジタル化推進事業費	千円 6,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 民 センター 整備事業費	千円 148,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 136,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
仮称霞ヶ関 北 市 民 センター 建設事業費	330,700	同 上	同 上	同 上	322,300	同 上	同 上	同 上
総合福祉 センター 施設改修 事業費	9,100	同 上	同 上	同 上	0	—	—	—

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
みよしの支援センター集約化推進事業費	千円 19,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 25,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公立保育施設整備事業費	101,500	同 上	同 上	同 上	88,500	同 上	同 上	同 上
市民聖苑やすらぎのさと設備整備事業費	62,800	同 上	同 上	同 上	45,700	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
資 源 化 セ ン タ ー 施 設 管 理 事 業 費	千円 416,400	普通貸借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 411,300	普通貸借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
仮 称 汚 泥 再 生 処 理 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	409,800	同 上	同 上	同 上	98,900	同 上	同 上	同 上
土 地 改 良 事 業 費	47,500	同 上	同 上	同 上	42,600	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路環境 整備事業費	千円 115,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えすること ができる。	千円 103,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えすること ができる。
道路新設 改良事業費	419,000	同 上	同 上	同 上	351,200	同 上	同 上	同 上
橋りょう 新設改良 事業費	860,500	同 上	同 上	同 上	427,500	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河川整備事業費	千円 867,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 773,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
南古谷駅周辺地区整備事業費	1,164,300	同 上	同 上	同 上	966,900	同 上	同 上	同 上
川越駅西口都市基盤整備事業費	147,300	同 上	同 上	同 上	116,400	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
街路事業費	千円 132,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 60,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公園整備事業費	969,200	同 上	同 上	同 上	932,800	同 上	同 上	同 上
公営住宅改修事業費	211,600	同 上	同 上	同 上	138,700	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
情報教育 推進事業費	千円 21,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 26,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小学校施設 整備事業費	140,900	同 上	同 上	同 上	116,600	同 上	同 上	同 上
小 学 校 体育館空調 設 備 等 整備事業費	1,997,600	同 上	同 上	同 上	1,422,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 大規模改造 事 業 費	千円 35,300	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えすること ができる。	千円 24,100	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えすること ができる。
中学校施設 整備事業費	156,200	同 上	同 上	同 上	144,800	同 上	同 上	同 上
中 学 校 体育館空調 設 備 等 整備事業費	471,800	同 上	同 上	同 上	373,400	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学童保育室 整備事業費	千円 67,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 28,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
図書館改修 整備事業費	299,900	同 上	同 上	同 上	246,500	同 上	同 上	同 上

議案第24号

令和7年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229,264千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,189,414千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日提出

川越市長 森 田 初 恵

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金		21,774,840	229,264	22,004,104
	1 県 補 助 金	21,774,840	229,264	22,004,104
歳 入 合 計		31,960,150	229,264	32,189,414

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		21,595,548	229,264	21,824,812
	1 療 養 諸 費	18,467,301	229,264	18,696,565
歳 出 合 計		31,960,150	229,264	32,189,414

議案第 2 5 号

令和 7 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,779 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,239,576 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

川越市長 森 田 初 恵

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,049,726	△10,779	1,038,947
	1 一般会計繰入金	1,049,726	△10,779	1,038,947
歳入合計		6,250,355	△10,779	6,239,576

(2) 歳出

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		173,089	△10,779	162,310
	1 総務管理費	134,604	△10,779	123,825
歳出合計		6,250,355	△10,779	6,239,576

議案第26号

令和7年度川越市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度川越市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度川越市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 主要な建設改良事業の概要			
配水管新設、改良等 事業費	3,408,932千円	△1,041,860千円	2,367,072千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	6,838,599千円	△34,141千円	6,804,458千円
第2項 営業外収益	426,866千円	△34,141千円	392,725千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	6,575,480千円	△78,653千円	6,496,827千円

第1項	営業費用	6,488,665千円	△120,820千円	6,367,845千円
第2項	営業外費用	76,507千円	42,167千円	118,674千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,356,568千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額178,234千円、減債積立金300,000千円、建設改良積立金100,000千円及び過年度分損益勘定留保資金778,334千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
	収入			
第1款	資本的収入	2,626,028千円	△1,037,170千円	1,588,858千円
第1項	企業債	2,000,000千円	△700,000千円	1,300,000千円
第3項	工事負担金	508,451千円	△337,170千円	171,281千円
	支出			
第1款	資本的支出	3,987,286千円	△1,041,860千円	2,945,426千円
第1項	建設改良費	3,453,972千円	△1,041,860千円	2,412,112千円

(企業債の補正)

第5条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
水道建設 改良事業費	千円 2,000,000	普通貸借	年5.0 %以内	政府資金又は 地方公共団体金 融機構については、その融資条件による。銀行 その他の場合にはその債権者と 協定するものとする。 ただし、企業 財政その他の都合により繰上償 還又は低利に借 換えることができる。	千円 1,300,000	普通貸借	年5.0 %以内	政府資金又は 地方公共団体金 融機構については、その融資条件による。銀行 その他の場合にはその債権者と 協定するものとする。 ただし、企業 財政その他の都合により繰上償 還又は低利に借 換えることができる。

令和8年2月24日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第27号

令和7年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度川越市公共下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度川越市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 主要な建設改良事業の概要			
公共下水道施設整備 事業費	1,080,174千円	△347,332千円	732,842千円
公共下水道施設改良 事業費	1,307,481千円	△110,061千円	1,197,420千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	6,456,887千円	△101,323千円	6,355,564千円
第1項 営業収益	4,751,128千円	△45,050千円	4,706,078千円

第2項	営業外収益	1,687,390千円	△56,273千円	1,631,117千円
	支出			

第1款	下水道事業費用	6,669,357千円	△109,800千円	6,559,557千円
-----	---------	-------------	------------	-------------

第1項	営業費用	6,431,612千円	△109,800千円	6,321,812千円
-----	------	-------------	------------	-------------

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,287,675千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額154,157千円、減債積立金300,000千円、建設改良積立金100,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,733,518千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
	収入			
第1款	資本的収入	977,431千円	△57,055千円	920,376千円
第1項	企業債	800,000千円	△100,000千円	700,000千円
第2項	国庫補助金	33,500千円	△7,250千円	26,250千円
第7項	他会計補助金	10,327千円	50,195千円	60,522千円
	支出			
第1款	資本的支出	3,669,213千円	△461,162千円	3,208,051千円
第1項	建設改良費	2,783,758千円	△461,162千円	2,322,596千円

(継続費の補正)

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	芳 野 台 汚 水 中 継 ポ ン プ 場 耐 震 補 強 事 業	千 円		千 円	千 円		千 円
			430,000	令 和 5 年 度	162,000	349,939	令 和 5 年 度	162,000
				令 和 6 年 度	108,000		令 和 6 年 度	108,000
	令 和 7 年 度	160,000	令 和 7 年 度	79,939				

(企 業 債 の 補 正)

第 6 条 予 算 第 6 条 に 定 め た 起 債 の 目 的 、 限 度 額 、 起 債 の 方 法 、 利 率 及 び 償 還 の 方 法 を 次 の と お り 補 正 す る 。

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
下水道建設 改良事業費	千円 800,000	普通貸借	年5.0% 以内	政府資金又は 地方公共団体金 融機構について は、その融資条 件による。銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するものと する。 ただし、企業 財政その他の都 合により繰上償 還又は低利に借 換えることがで きる。	千円 700,000	普通貸借	年5.0% 以内	政府資金又は 地方公共団体金 融機構について は、その融資条 件による。銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するものと する。 ただし、企業 財政その他の都 合により繰上償 還又は低利に借 換えることがで きる。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「40,310千円」を「90,505千円」に改める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第28号

令和7年度川越市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度川越市農業集落排水事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度川越市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 農業集落排水事業収益	263,091千円	△13,000千円	250,091千円
第1項 営業収益	24,436千円	△2,036千円	22,400千円
第2項 営業外収益	238,653千円	△10,964千円	227,689千円
	支 出		
第1款 農業集落排水事業費用	263,727千円	△13,000千円	250,727千円
第1項 営業費用	241,476千円	△13,000千円	228,476千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,418千円

は、引継金で補填するものとする。)」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	74,988千円	13,000千円	87,988千円
第 4 項 他会計補助金	37,171千円	13,000千円	50,171千円
(他会計からの補助金の補正)			

第 4 条 予算第 9 条中「172,703千円」を「183,839千円」に改める。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

川 越 市 長 森 田 初 恵